

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について 新旧表

改正後	改正前																																		
(第5管理期間)	(第5管理期間)																																		
第1～第2 (略)	第1～第2 (略)																																		
第3 くろまぐろの漁獲可能性に関する事項	第3 くろまぐろの漁獲可能性に関する事項																																		
1 (略)	1 (略)																																		
(1) (略)	(1) (略)																																		
(2) 大型魚の漁獲可能性は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量(4,882トン)に、小型魚の漁獲可能性から振り替えた数量(250トン)を加えた数量(5,132トン)とする。このうち、配分を留保する数量を <u>76.4</u> トンとする。	(2) 大型魚の漁獲可能性は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量(4,882トン)に、小型魚の漁獲可能性から振り替えた数量(250トン)を加えた数量(5,132トン)とする。このうち、配分を留保する数量を <u>45.8</u> トンとする。																																		
第4 くろまぐろの漁獲可能性のうち大臣管理漁業の種類別に定める数量に関する事項	第4 くろまぐろの漁獲可能性のうち大臣管理漁業の種類別に定める数量に関する事項																																		
1 (略)	1 (略)																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">第1種特定海洋生物資源</th> <th style="width: 40%;">大臣管理漁業の種類</th> <th style="width: 30%;">数量(トン)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">くろまぐろ(小型魚)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">くろまぐろ(大型魚)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>近海かつお・まぐろ漁業及び 遠洋かつお・まぐろ漁業</td> <td style="text-align: right;"><u>411.0</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	第1種特定海洋生物資源	大臣管理漁業の種類	数量(トン)	くろまぐろ(小型魚)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	くろまぐろ(大型魚)	(略)	(略)	近海かつお・まぐろ漁業及び 遠洋かつお・まぐろ漁業	<u>411.0</u>	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">第1種特定海洋生物資源</th> <th style="width: 40%;">大臣管理漁業の種類</th> <th style="width: 30%;">数量(トン)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">くろまぐろ(小型魚)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">くろまぐろ(大型魚)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>近海かつお・まぐろ漁業及び 遠洋かつお・まぐろ漁業</td> <td style="text-align: right;"><u>442.6</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	第1種特定海洋生物資源	大臣管理漁業の種類	数量(トン)	くろまぐろ(小型魚)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	くろまぐろ(大型魚)	(略)	(略)	近海かつお・まぐろ漁業及び 遠洋かつお・まぐろ漁業	<u>442.6</u>	(略)	(略)
第1種特定海洋生物資源	大臣管理漁業の種類	数量(トン)																																	
くろまぐろ(小型魚)	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
くろまぐろ(大型魚)	(略)	(略)																																	
	近海かつお・まぐろ漁業及び 遠洋かつお・まぐろ漁業	<u>411.0</u>																																	
	(略)	(略)																																	
第1種特定海洋生物資源	大臣管理漁業の種類	数量(トン)																																	
くろまぐろ(小型魚)	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
くろまぐろ(大型魚)	(略)	(略)																																	
	近海かつお・まぐろ漁業及び 遠洋かつお・まぐろ漁業	<u>442.6</u>																																	
	(略)	(略)																																	
2～8 (略)	2～8 (略)																																		
第5～第7 (略)	第5～第7 (略)																																		